

第1節 復帰前の米軍基地問題

1 焦土の中の全島基地化

(1) 沖縄戦

1945年（昭和20年）3月26日の米軍の慶良間列島上陸に始まった沖縄戦は、太平洋戦争の最後の決戦であり、国内唯一の住民を巻き込む地上戦であった。日本軍は、できるだけ長く米軍に抗戦し米軍の損害を増大させ、それによって米軍の本土上陸の時期を延ばし戦力を消耗させるという持久作戦を展開し、『鉄の暴風』と呼ばれるような激烈悲惨な戦闘が行われた。沖縄戦は、同年6月23日、日本軍の組織的な抵抗が終わり事実上終了するが、この激しい戦闘により失われた人命は一般住民を含め20万人余に及び、その他生産施設や貴重な文化遺産などが破壊され、沖縄は文字どおり焦土と化した。

戦後70年以上たった現在でも、不発弾の処理、遺骨収集など、今なお戦争の傷跡が残っている。

(2) 米軍占領と基地構築

1945年（昭和20年）4月1日に沖縄本島への上陸を果たした米軍は、同年4月5日に読谷村字比謝に米国海軍軍政府を設置、布告第1号（いわゆる『ニミッツ布告』）を公布し、南西諸島とその周辺海域を占領地域と定め、日本の司法権、行政権の行使を停止し、軍政を施行することを宣言した。

沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地区に設置した収容所に強制隔離し、沖縄全域を直接支配下に置き、軍用地として必要な土地を確保したうえ基地の建設を進める一方で、米軍にとって不要となった地域を住民に開放し、居住地及び農耕地として割り当てていった。

沖縄の米軍基地は、占領当初においては、米国の極東政策上特に重要な基地として認識されてはいなかったが、1949年（昭和24年）以降における中華人民共和国の成立や朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化により、米国は極東政策の転換を余儀なくされ、沖縄の戦略的価値が認識されるようになり、沖縄は、自由主義陣営の拠点基地『太平洋の要石』と呼ばれるようになった。

そのため、米国は沖縄の基地の長期保有方針を打ち出し、大規模な軍事基地の建設を開始した。

その一方で、1949年（昭和24年）10月に琉球軍政長官に就任したシーツ少将は、沖縄基地の恒久化を摩擦なく行うため、従来の場当たり的な統治を根本的に変更し、経済の復興と統治の民主化を軸とするいわゆる『シーツ政策』を実施していった。

米軍の占領は、沖縄本島を中心とした激しい戦闘の末に確立され、この軍事占領がそのまま戦闘行為終了後の軍用地の使用、接収に引き継がれていった。米軍は、このような戦場または占領地の継続状態としての軍用地の使用は、国際法上当然に与えられた権利であるとし、その根拠として「陸戦の法規慣例に関する条約（いわゆる『ヘーグ陸戦法規』）」をあげ、何らの法制上の措置を必要としないとしていた。したがって、米軍は占領当初の軍用地に対してはもちろんのこと、その後の新規接收地に対しても軍用地料の支払いをせず、無償のまま使用を続けていた。

2 土地接収と島ぐるみ闘争

(1) 軍用地の法的根拠づけのための施策

1952年（昭和27年）4月28日、「対日平和条約」の発効により日米間の戦争状態は終了し、日本は独立国としての主権を回復することになるが、その代償として、日本固有の領土である沖縄は同条約第3条により日本本土から分断され、米国の施政下におかれた。一方で、同条約の発効により米軍による沖縄の占領状態が終了し、従来の『ヘーグ陸戦法規』を根拠とする軍用地の使用権原も当然その法的根拠を失うこととなった。

講和後も引き続き沖縄の軍事基地を確保する必要があった米国としては、たとえ平和条約第3条により施政権者たる地位を与えられたとしても、土地所有者との契約によるか、又は、強制使用手続のいずれかにより、軍用地の使用権原を新たに取得するための法制が必要であった。そのため米国民政府は、既接収地の使用権原と新規接収を根拠づける布令を次々と発布し、軍用地使用についての法的追認を行うと同時に、新たな土地接収を強行していった。

まず米国民政府は、1952年（昭和27年）11月1日に布令第91号「契約権」を公布し、賃貸借契約による既接収地の継続使用を図ったが、契約期間が20年と長期のうえ軍用地料が低額であったため、契約に応じた地主はほとんどなかった。同布令では、琉球政府行政主席と土地所有者との間で賃貸借契約を締結し、琉球政府が米国民政府に土地を転貸することになっていた。

次いで、米国民政府は1953年（昭和28年）4月3日、土地の使用権原を取得するため、布令第109号「土地收用令」を公布した。同布令によると、米国が土地の使用権原を取得する場合はまず協議によるものとするが、それが不成功に終わったときは、米国はあらかじめ地主に対し收用の告知をなす

ものとし、地主は30日以内に受諾するか又は拒否しなければならなかった。拒否する場合は、地主はその旨を民政副長官に訴願することができたが、その場合にも米国は一方的に収用宣告書を発することによって、土地の使用権原を強制的に取得することができるとされていた。

この布令第109号は、本来既接収地の使用権原を取得することを目的として制定されたものであったが、当時は米軍基地の建設、強化が進められていたため、実際にはもっぱら軍用地の新規接収のみに適用され、既接収地の使用権原については依然として法的根拠を欠いていたことから、米国民政府は、1953年（昭和28年）12月5日、布告第26号「軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償」を公布した。

同布告の中で米国は、一方的に、「軍用地について、1950年（昭和25年）7月1日または収用の翌日から米国においてはその使用についての黙契とその借地料支払の義務が生じ、当該期日現在で米国は賃借権を与えられた」と宣言し、既接収地の使用権原を合法化した。これによって、講和後における米国の土地使用の法的根拠づけの作業は完了することとなった。

（2）銃剣とブルドーザーによる新規接収

既接収地の使用権原及び新規接収の根拠となる法令の整備を終えた米国は、この時期に那覇市安謝・銘苅地区、宜野湾市伊佐浜、伊江村真謝・西崎地区等の各地において、武装兵の力によって強制的新規の土地接収を行っていった。

このような米国の態度に対して住民は、各地で米軍の銃剣とブルドーザーの前に座り込むなどの反対闘争を繰り返し、ときには米軍と流血騒ぎを起こすなどの激しい抵抗を示した。

ア 真和志村（現那覇市）の銘苅、安謝、平野、岡野の例

1952年（昭和27年）10月16日、米国民政府は、同年12月10日までに真和志村銘苅、安謝、平野、岡野の四集落を明け渡すよう収用通告を発したが、立法院は、このような収用権原はないと主張した。そこで米国民政府は、1953年（昭和28年）4月3日に公布した布令第109号「土地収用令」に基づき4月10日に収用を通告し、翌11日の早朝には、米軍武装兵に守られたブルドーザーにより、次々と農地を接収した。

イ 宜野湾村伊佐浜の例

1954年（昭和29年）7月、米国民政府は宜野湾村伊佐浜集落の水田に対し、蚊が発生し脳炎を媒介するとの理由で農耕の禁止を通告した。地元住民や立法院は、蚊の発生という理由に疑問を抱いていたが、その後米国民政府は、米軍の基地建設にとって必要なマスタープラン地域であるとし、立退きを勧告した。

1955年（昭和30年）3月11日、一部地域の強制接収が執行され、武装兵が、ブルドーザーの前に座り込む住民を銃床で殴りつけるなど、32人の重軽傷者がいる騒ぎとなった。この日の土地の強制接収は取り止められたが、同年7月、土地収用を巡り各地から駆けつけた住民と米軍が対峙する中、米国は深夜の間に、武装兵を乗せたトラックで付近の交通を遮断し、厳戒態勢のうちに土地を接収した。

ウ 伊江村真謝、西崎地区の例

1953年（昭和28年）7月15日、米国民政府は伊江村真謝、西崎の土地に地上標的を作るとの目的で明渡しを通告し、翌年6月には工事に着手、住民の家屋を立ち退かせた。さらに1954年（昭和29年）8月には、射撃場の拡張を通告。1955年（昭和30年）3月10日、米国民政府は最後通告を行い、翌11日に杭を打ち始めた。

地元住民は中止を嘆願するが、3月14日には米軍がブルドーザーで家屋や飲料水タンクを次々と破壊し接収した。自分の田畠から閉め出された農民は、乞食姿で沖縄本島を縦断する全島行脚を行い、各地で伊江村の実情を訴えた。

（3）島ぐるみ闘争

こうした新規の土地接収に対する住民の反対・抵抗運動が高まる中で、軍用地料をめぐる問題が新たな争点としてクローズアップされてきた。

そこで、米国は、毎年賃借料を支払う代わりに、土地代金に相当する額を一括して支払う方が得策であるとの観点から、いわゆる一括払いの計画を発表したが、ほとんどの住民から反対され、またこの問題を重視した立法院も1954年（昭和29年）4月30日、「軍用地処理に関する請願決議」を全会一致で採決した。この決議の中で要請された次の4つの項目は、いわゆる『軍用地問題に関する四原則』として、その後の沖縄における基地闘争の基本原則となるものであった。

【いわゆる『軍用地問題に関する四原則】】

- 1 合衆国政府による土地の買い上げ又は永久使用、地料の一括払いは絶対に行わないこと。

- 2 使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基づく請求額に基づいてなされ、かつ、評価及び支払いは一年毎になされること。
- 3 合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額を速やかに支払うこと。
- 4 合衆国軍隊の占有する土地で不要な土地は早急に解放し、かつ新たな土地の収用は絶対に避けること。

この決議の下に、行政府・立法院・市町村長会・軍用地主連合会の四者は「四者協議会」を結成（1956年（昭和31年）6月に市町村議会議長会が加入し「五者協議会」となる）し、以後、軍用地問題に対して同協議会が地主及び沖縄の代表として、先の四原則を掲げて米国民政府と強力に折衝を重ねていった。しかしながら、この問題は米国民政府の権限を越えるものとして何らの解決策も見いだすことは出来ず、結局、沖縄の代表をワシントンに派遣して問題の解決に当たることになり、1955年（昭和30年）5月、沖縄の代表が『軍用地問題に関する四原則』を掲げて渡米した。その結果、一括払いの一時的な中止と調査団の沖縄への派遣が決定され、米下院軍事委員会は、同年10月23日から4日間にわたって沖縄に調査団を派遣し、軍用地問題の全般的な調査を行った。

しかしながら、翌1956年（昭和31年）6月に発表された調査報告書（『プライス勧告』）は、沖縄の基地の重要性を強調し、沖縄の長期保有の必要性を再確認するとともに、一括払いの妥当性を強調し、新規の土地接收を肯定したものであったことから、沖縄の住民は一斉に反対運動に立ち上がり、各地で軍用地四原則貫徹住民大会が、また、那覇市で四原則貫徹県民大会が開かれるなど、プライス勧告反対闘争は沖縄全域に広がっていった。いわゆる『島ぐるみ闘争』である。

こうした中、米国はオフリミット（米軍人・軍属の民間地域への立ち入り禁止）を発令し、外国人相手の営業の多い中部地区住民に経済的な影響を与え、また、琉球大学への援助打ち切りを通告するなど、米国の打ち出した政策は『島ぐるみ闘争』に影響を与えた。

そして米国は、1957年（昭和32年）1月、軍用地料の一括払いと新規土地接收は最終方針である旨発表し、同年2月23日、布令第164号「米合衆国土地収用令」を公布して「限定付土地保有権」なる権利を設定し、地価相当額の地料の一括払いを実施した。

同布令は、米国が先に取得した賃借権を「限定付土地保有権」に切り替えることと、強制収用について規定していたこともあって、米国（陸軍工兵隊）は1957年（昭和32年）5月、那覇空港、嘉手納飛行場を始め、さらにはナイキ基地建設のため読谷村や勝連村、恩納村等14市町村にわたる軍用地について、次々と「限定付土地保有権」の収用宣告書を発し、軍用地料の一括払いを行った。

（4）土地闘争の終結と新土地政策

1958年（昭和33年）4月、高等弁務官の「土地接收計画については、現在ワシントンで再検討されている」旨のメッセージが発表され、さらに「軍用地料の一括払いは中止する」旨の説明がなされるに及んで、軍用地問題に何らかの転機が訪れることが予想された。

このような情勢の中、米陸軍省の要請を受けて沖縄の代表団が再び渡米し米政府と折衝した結果、「沖縄の軍用地問題については、現地において高等弁務官と沖縄側との折衝で解決すべきである」旨の共同声明が発表された。

この共同声明を受けて、琉米双方の委員から構成される現地折衝会議が設置され、約3か月にわたる集中討議の結果、懸案事項の解決についての具体策が合意され、新土地政策として次々と布令や民立法が制定され、実施に移されていった。

まず、1959年（昭和34年）1月に「土地借賃安定法」及び「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法」の2つの民立法が制定され、さらに同年2月に高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」等が公布され、軍用地の取得、地代の評価、その支払い方法等についての制度的な確立が図られていった。

これらの新土地政策が実施されたことによって、『島ぐるみ闘争』は終結することになった。

しかしながら、『島ぐるみ闘争』が終結した後も沖縄の軍用地問題が完全に解決したわけではなく、布令第20号自体新規の強制接收についての規定を有していた。事実、1960年（昭和35年）頃になって米国と中国の緊張関係が厳しくなり、さらに米軍のベトナムへの軍事介入が深まるにつれ、沖縄の米軍基地の機能強化が図られ、それに伴い次々と新規の土地接收が行われていった。那覇軍港やホワイット・ビーチ、嘉手納飛行場等においては、基地機能強化のための拡張工事がなされる一方、各地で軍用地内の黙認耕作地が強制的に取り上げられ、さらに具志川市（現うるま市）昆布、糸満市喜屋武及び知念村（現南城市）志喜屋において、新たな土地接收が行われた。

(5) 布令第20号「賃借権の取得について」の概要

布令第20号の公布により、これまで米国が保有していた土地使用の既得権が同布令で定める2種類の賃貸借のいずれかに切り替えられ、新土地政策発効の日（1958年（昭和33年）7月1日）に遡って適用された。同布令はその後復帰の前日まで、沖縄における米国の土地使用と土地接収の根拠法としての役割を果たしていった。同布令の概要は次のとおりである。

まず、米国が使用するための土地または物件を取得するに当たっては、①予め米国（陸軍工兵隊長）が琉球政府行政主席に対し財産取得のための要求告知書を交付し、②琉球政府が地主と折衝を行い、③地主との折衝が成功したときは、琉球政府は地主と「基本賃貸借契約」を締結し、④その後、琉球政府と米国との間で総括賃貸借契約が締結された。

一方、一定の期間経過後においても琉球政府が地主と契約を締結できない場合、または、高等弁務官の特別の認可があったときは、米国（陸軍工兵隊長）は収用宣告書を発するだけで、強制収用することが可能であった。

また、土地を接収すること自体に対する不服申し立て等の救済規定がなく、ただ収用に係る補償額に不満のある場合に、裁判所に適正補償の訴願を提起することができるようになっていたのみであった。（この場合の審判もほとんど却下される状況であった。）

次に、米国が取得する土地の権利として「不定期賃借権」と「定期賃借権（5か年）」の2種類が定められていた。両者は借地期間を不定期と定期（5か年）とする以外は異なるところがなく、「土地の上空、地下及び地上並びに当該土地の地上物件の完全かつ独占的使用、占有及び享有に及ぶ権利」とされていた。特に、不定期賃借権の場合は、米国がその保有を欲する間はいつでも保有できる権利とされていた。

第三に、布令第20号はいわゆる『默認耕作地』の制度を認め、第1項a後段において「米国に緊急な必要がなく、また琉球経済の最上の利益に合致するならば、米国はその規定した条件の下に賃借土地を一時使用する特権を所有者またはその他の者に許可することができる」と規定していた。使用期間は通常5か年で、耕作等特定の目的に限定して許されていたが、「米国の自由裁量により、いつでも特権を取消すことができる。」とされていた。因みに、1970年（昭和45年）における軍用地内の默認耕作地の面積は、全軍用地面積の約30パーセントに相当するものであった。

(6) 復帰前の主な事件・事故

米軍の軍事優先政策に起因して、事件・事故も多発した。1955年（昭和30年）9月3日には、6歳の女子が米兵に暴行・殺害される事件が発生した。

基地あるが故の事故も多発した。特に1959年（昭和34年）6月30日に発生した石川市の宮森小学校へのジェット戦闘機の墜落は、11人の児童を含む17人の死者、121人の重軽傷者を出し、沖縄の住民に大きなショックを与えた。さらに、1965年（昭和40年）6月11日には、読谷村で落下傘を取り付けた米軍のトレーラーが民家の庭先に落下し、遊んでいた小学校5年生の女子が死亡した。

1968年（昭和43年）11月には、ベトナムに出撃していたB-52爆撃機が嘉手納飛行場を離陸した直後に墜落するなど、航空機関連の事故が多発した。

また、1969年（昭和44年）7月、知花弾薬庫（現嘉手納弾薬庫）で致死性の高い毒ガスが漏れる事故が発生した。毒ガスは1971年（昭和46年）1月に米国内のジョンストン島への第1次移送があり、続いて同年7月15日から9月9日までの56日間にわたって移送作業が行われたが、その間、周辺住民は避難しなければならず、不便な生活を余儀なくされた。

その他、米兵による交通事故や殺人、暴行事件についても、補償問題や犯人の処罰など、必ずしも被害者が満足するものではなかった。

繰り返される事件・事故への沖縄の住民の怒りは、1970年（昭和45年）のコザ騒動や復帰運動へと結びついていった。

第2節 復帰後の米軍基地問題

1 沖縄返還協定と米軍基地

昭和47年（1972年）5月15日に発効した沖縄返還協定は、①沖縄にある米軍基地はそのまま維持され、軍事的機能が低下しないようにすること、②一部縮小される部分は自衛隊により補充され、日本本土について安保条約を手掛かりとして日米の相互防衛体制が強化されること、③沖縄に対する米国の施政権は日本に返還されること、等が主な内容となっている。

沖縄返還協定第3条は、同協定の効力発生の日に米国に沖縄の基地の継続使用を許しており、施政権返還後の沖縄の米軍基地の法的根拠が本土のそれと同様、安保条約第6条に基づくものであることを明らかにしている。

復帰前の米軍基地は、全県土の12.8パーセントに相当する約287平方キロメートルに及んでおり、沖縄本島では、実に20.0パーセントが米軍基地であった。これらの米軍基地を、復帰後どのような範囲で米軍に提供するかについては、沖縄返還協定に附属して「基地に関する了解覚書」が締結され、「返還されない基地（A表）」88箇所、「適当な時期に返還される基地（B表）」12箇所、「即時返還される基地（C表）」34箇所が具体的な基地名をあげて示されている。

このうちA表には、嘉手納基地をはじめとする重要な基地が網羅されているが、継続使用の基地数を少なくするために従来は9施設とされていた嘉手納弾薬庫地区が一つに統合され1施設として計算される一方で、従来は軍用地ではなかった安波訓練場など7箇所が含まれている。また、B表の「適当な時期に返還される基地」は、ほとんど自衛隊に引き継がれるものであり、さらに「即時返還される」C表の基地は34箇所と数の上では多くなっているが、一つの金網に囲まれている那覇空港と那覇空軍・海軍補助施設を別々の施設としたり、極めて小さな建物1棟を1施設と数えて作成されている。

このほか、沖縄返還にあたって日本政府が「本土並み」と並んで原則とした「核抜き」についても、沖縄返還交渉に際して有事の際に沖縄への核持ち込みと通過を認める極秘文書について、外務省有識者委員会の調査報告書では、「若泉-キッシンジャー」ルートで作成された「合意議事録」は、佐藤内閣以降の後継内閣を拘束する効力をもたず、また、共同声明以上の内容を持ったものともいえない密約とはいえないとしており、非核三原則は今後とも堅持していくとしている。

また、1971年（昭和46年）11月24日、衆院本会議において、「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が行われているが、昭和47年（1972年）の復帰以降、今日までに返還された在沖米軍基地（専用施設）は、面積にしておよそ33.3パーセントにとどまっており、戦後70年余りを経た今日においても、国土面積の0.6パーセントに過ぎない狭隘な本県に、全国の米軍専用施設面積の70.4パーセントが集中し、県土面積の8.2パーセントを米軍基地が占める状況となっている。

非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議

- 1 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
- 2 政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。

2 國際情勢の変動と沖縄の基地

第二次世界大戦後、世界は程なく米国を中心とする西側陣営と、ソ連を中心とする東側陣営が対峙する冷戦時代に突入し、1949年（昭和24年）の中華人民共和国の成立や1950年（昭和25年）の朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化により、米国は極東政策の転換を余儀なくされ、沖縄は太平洋地域の防衛上の重要な地点として、米戦略の要所と位置づけられた。

こうした国際情勢を背景に、米国は沖縄の基地の長期保有方針を打ちだし、沖縄を米国の施政下に置き続けるとともに、1950年代を中心に、那覇市安謝・銘苅地区、宜野湾市伊佐浜、伊江村真謝・西崎地区等、各地において土地の強制接収を行い、広大かつ過密な米軍基地を構築していった。

昭和47年（1972年）5月の沖縄の日本復帰の時点においても、ベトナム戦争などの局地的戦争を含め世界が東西冷戦の激動期にあり、沖縄復帰に先立つ1972年（昭和47年）1月の佐藤・ニクソン会談後の共同発表で、在沖米軍施設・区域の整理縮小の必要性について言及されるも、その大部分が日米安全保障条約に基づく提供施設として、引き続き米軍に使用されることとなった。

第二次世界大戦後、長く続いた米ソ主軸の東西冷戦構造は、平成元年（1989年）11月の「ベルリンの壁」の崩壊を皮切りとした国際情勢の変動の中、同年12月にブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連最高会議議長兼党書記長との間で行われた「マルタ会談」において、その終結が宣言され、これを引き金

とした東欧諸国の政変、ワルシャワ条約機構の解体を経て、平成3年（1991年）12月にソビエト連邦が解体した。

平成5年（1993年）4月の日米首脳会談では、両国は、冷戦終結後の時代においても、米国のプレゼンスと日米安全保障条約の堅持がアジア・太平洋地域の安全保障にとって引き続き重要であることを確認し、同年5月の日米防衛首脳会談では、冷戦終結後においても日米安全保障体制の重要性にいささかの変化もないこと、アジア・太平洋地域の平和と安定にとって米軍のプレゼンスが不可欠であることで意見が一致した。

米国防総省が平成7年（1995年）2月に発表した「米国の東アジア・太平洋地域における安全保障戦略」は、米国が冷戦終結後のアジア太平洋地域における戦略を明らかにしたものであり、この中で、日米同盟が日米両国のみならずアジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で主要な要素であると述べている。また、米国は約10万の米軍の前方展開兵力を維持し、この地域の平和と安定に引き続き関与していくとしている。

平成8年（1996年）4月の「日米安全保障共同宣言」は、冷戦終結後の日米安保体制の意義・役割などに関する日米両政府間の一連の協議成果の集大成として発表された。この共同宣言では、アジア太平洋地域には依然として不安定性及び不確実性が存在するとの情勢認識の下で、日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、21世紀に向けてこの地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した上で、日本が日米安保条約に基づく施設・区域の提供などを通じ適切な寄与を継続することなどについて改めて確認している。また、同宣言は、米軍の施設及び区域が集中している沖縄について、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。

平成9年（1997年）9月、日米安全保障共同宣言の趣旨を踏まえ、日米双方は、政策協議や情報交換などを緊密に行いつつ、新しい時代におけるより効果的な防衛協力関係の構築を目的とした「指針」の見直しを実施し、「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が策定された。新たな日米防衛協力のための指針が策定されたことを受け、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るために、法的側面を含め必要な措置を講じることが閣議決定され、平成11年（1999年）5月、国会において、①周辺事態安全確保法、②日米物品役務相互提供協定改定協定、③自衛隊法の一部改正法、いわゆるガイドライン関連法が成立・承認された。

平成13年（2001年）9月11日にアメリカ・ニューヨーク市などで発生した同時多発テロ事件（以下、この節において9.11同時多発テロ）は、国際テロの脅威を全世界に改めて認識させ、米国をはじめとする各国による「テロとの闘い」が始まる契機となった。

平成13年（2001年）9月に米国防総省が発表した4年期ごとの国防計画見直し（以下、この節においてQDR）では、9.11同時多発テロなど、近年の脅威の変化に対応し、従来の2つの大規模な地域紛争に同時に対処するいわゆる「二正面戦略」から、奇襲、テロ等の「非対称戦」に着目し、それに必要な能力の構築を目指す方針が示された。

平成18年（2006年）2月のQDRは、前回（平成13年）のQDRで示された「能力ベース」アプローチを踏襲し、伝統的課題（通常戦力による国家間紛争の脅威）に対処する能力を維持しつつ、非正規型課題（テロや反乱といった非正規型手段を使用する脅威）、壊滅型課題（大量破壊兵器などの調達、保有、使用による脅威）、混乱型課題（バイオテクノロジー、サイバー攻撃など）への対処能力を向上させる必要があるとしている。さらに、QDRは、米国が現在、直面しているテロ・ネットワークとの「長い戦争」は米国のみで勝利することはできないとして、米国政府がその国力を結集するとともに、同盟国や友好国などとも緊密に連携する必要があるとしている。

また、平成22年（2010年）2月のQDRでは、複雑な安全保障環境（新興勢力（中国・インド）の台頭、非国家主体（テロリスト等）、大量破壊兵器の拡散）を踏まえ、主要な地域紛争に同時に対処する「二正面作戦」を基軸に戦力規模・編成を決定するのではなく、多様な脅威に対応できる柔軟な態勢を確立することや、同盟国等のパートナーとの協調を重視することが示された。

平成27年（2015年）4月27日の日米安全保障協議委員会（S C C=Security Consultative Committee、いわゆる「2+2」、以下この節において「S C C」）において、切れ目のない形で我が国の平和と安全を確保するための協力を充実・強化するとともに、地域・グローバルや宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域における同盟の協力の拡張を反映させた、新たな「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が了承された。

平成27年（2015年）9月19日に、平素における米軍等の部隊の武器等の防護、重要影響事態及び国際平和共同対処事態における他国軍隊等への支援活動、さらには、「新三要件」を満たす場合における、わが国を防衛するための必要最小限度の自衛の措置としての限定的な集団的自衛権の行使等を内容とする、「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」が成立、平成28年（2016年）3月29日に施行された。

新三要件とは、「①わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」をいう。

一方、日米両国は、新たな脅威の台頭やグローバル化などの国際的な安全保障環境の変化などを踏まえ、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

日米協議は、日米両国の共通戦略目標の確認にはじまり、日米の役割・任務・能力、兵力態勢の再編（在日米軍の兵力構成見直し）について協議を進め、諸合意がなされた。沖縄の米軍基地については、平成17年（2005年）2月19日のS C C 及び同年10月29日のS C C における協議を経て、平成18年（2006年）5月1日のS C C において、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意された。

また、平成24年（2012年）4月27日のS C C の共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意された。

平成25年（2013年）4月5日には、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に関して、各施設・区域ごとの返還区域や返還条件などが示された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表された。

3 沖縄の基地問題への取組

沖縄県における米軍基地については、昭和47年（1972年）5月の日本復帰に際し、すみやかな整理縮小の措置をとるべきとする国会決議がなされたにもかかわらず、基地の整理縮小は遅々として進まず、復帰後、米軍基地（専用施設）の返還が本土で60.0パーセントと進んだのに対し、本県では33.3パーセントの返還にとどまり、戦後70年余りを経た今日においても、国土面積の0.6パーセントに過ぎない狭隘な本県に、全国の米軍専用施設面積の70.4パーセントが集中し、県土面積の8.2パーセント、沖縄本島においては14.6パーセントを米軍基地が占める状況となっている。

このように広大かつ過密に存在する米軍基地は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっているばかりでなく、航空機騒音の住民生活への悪影響や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人・軍属による刑事事件の発生、さらには汚染物質の流出等による自然環境破壊の問題等、県民にとって過重な負担となっている。

県は、平成6年（1994年）6月の訪米要請で、沖縄戦終結50周年の節目の年である平成7年（1995年）までに解決を求める重要3事案として、那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還、さらに県道104号線越え実弾砲撃演習の中止を日米両政府に対し強く要請したが、具体的な進展はなかった。

平成7年（1995年）には、楚辺通信所及び嘉手納飛行場等13施設の一部用地の使用期限切れに伴う駐留軍用地の強制使用問題が発生し、沖縄の米軍基地のあり方を厳しく問わざるを得ないとの観点から、当時の大田知事が、代理署名等の機関委任事務を拒否したため、国が職務執行命令訴訟を提起するなど、翌年9月の知事の公告総覽代行応諾に至るまで、政府との間で厳しい状況が続いた。また、平成7年（1995年）9月に発生した米軍人による少女暴行事件は、戦後50年余の米軍基地に対する県民の鬱積した不満を爆発させ、同年10月には、約85,000人（主催者発表）が参加する県民総決起大会が開催された。また、平成8年（1996年）9月には日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施され、地位協定の見直しや基地の整理縮小を求める県民の意思が明確にされた。

このような沖縄県内における米軍基地問題の動向は、米軍基地問題に対する国内外の世論をかつてないほどに喚起し、国の安全保障の問題や日米安全保障体制のあり方、さらに過重な基地負担を強いられている沖縄の米軍基地問題の解決について様々な議論を呼び起こすきっかけとなった。

日米両国政府は、沖縄の米軍基地問題に対する国内外の関心の高まりを背景に、平成7年（1995年）11月、沖縄県民の負担を軽減し日米同盟関係を強化することを目的とした「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）」を設置し、平成8年（1996年）12月、普天間飛行場の全面返還を含む11施設の米軍基地を返還することなどを内容とするS A C O最終報告が合意された。

しかしながら、S A C Oの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用

施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、沖縄県は、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考え、平成13年（2001年）5月、パウエル国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、平成14年（2002年）8月、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、平成15年（2003年）11月、ラムズフェルド米国防長官に対し、平成16年（2004年）11月、米国議会に設置された「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進を要請した。

また、日米両国が、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議を進める中、平成17年（2005年）3月に、当時の稻嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官に対し、米軍再編の中での沖縄県の基地負担の軽減を要請した。

平成18年（2006年）5月1日のSCCにおいて、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意された。

また、平成24年（2012年）4月27日のSCCの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意された。

県としては、合意内容である約9,000名の米海兵隊の要員の日本国外への移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施を日米両政府に求めている。

第3節 施設分科委員会覚書（5. 15メモ）

1 「5. 15メモ」とは

昭和47年5月15日、日米合同委員会が開催され、日米両国は沖縄県における米軍基地の使用について合意した。5月15日に行われたことから、この合意は一般に「5. 15メモ」と呼ばれている。^{*1}
なお、この合意は、日米地位協定第2条に基づくものである。

《日米地位協定第2条第1項》

合衆国は、日米安全保障条約第6条の規定に基づき日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて日米両政府が協定を締結しなければならない。

日米合同委員会の合意議事録は秘密事項とされ、公にされなかつたが、施設名・面積等の一部事項については、昭和47年6月15日に防衛施設庁告示として公表された。また、昭和53年に県内22施設、本土所在6施設について使用条件等が公表された。

しかし、これまでの公表では、合意がどのような内容を含んでいるのか、その使用の全容を知ることは不可能であり、また、全施設について使用条件が公表されていないことから、基地使用の実態を把握することは困難であった。

また、基地の運用は、県民生活、特に基地周辺における地域住民の生活に大きく係わる問題であり、基地使用の実態を把握し、県民生活の安全を確保するためには「5. 15メモ」の公表が必要であることから、県は、これまでその全部の公表を日米両政府に要請してきた。

その結果、平成9年3月25日、「5. 15メモ」の全文が公表された。

2 「5. 15メモ」公表に関する経過

(1) 使用条件の一部公表にいたる経過

① 昭和47年5月15日 日本復帰。

日米合同委員会において沖縄の米軍基地の使用について合意。

(5. 15メモ)

② 昭和47年6月15日 日米合同委員会の合意事項は秘密事項であるとして公表されなかつたが、その一部について、合同委員会の合意に基づき、防衛施設庁告示第12号として告示。（告示内容は次の表のとおり）

表：防衛施設庁告示第12号内容

区分	告示内容
1. 陸上施設	施設番号、施設名、所在地、所有関係、種類※面積、使用目的
2. 訓練区域（水域）	区域、用途、制限
3. 訓練区域（空域）	範囲（区域と高度制限）、用途、使用時間
4. 陸上施設の共同使用	施設番号、施設名、共同使用

注：「種類」には、施設の土地・水域・空域を区分して明示している。

③ 昭和48年3月30日 初の県道104号線越え実弾砲撃演習が実施される。

県道封鎖について、県や地元市町村が国、米軍に抗議したところ、「同県道は、提供施設内であり、本来米軍が常時使用してもいいが、復帰時の日米合同委員会の合意によって、米軍の活動を妨げない限り一般住民の使用が認められている」という説明が非公式になされた。

注：ここではじめて「5. 15メモ」の存在が明らかになり、内容が問題視され、公表の必要性が指摘された。しかし、合同委員会の合意は秘密事項であることを理由に公表されなかつた。

*1：施設分科委員会覚書（いわゆる「5. 15メモ」）は、外務省ウェブサイトに掲載されている。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/02_03.pdf

- ④ 昭和52年7月2日 キャンプ・シュワブ内のハリアーパッドを使用して、ハリアー機による垂直離着陸訓練が開始された。これに対し名護市が「防衛施設庁告示による」とキャンプ・シュワブに空域は設定されていない。さらに、使用目的に照らしても空域を使用しての訓練は疑問である」と指摘したのに対し、米軍は、キャンプ・シュワブについては、「5. 15メモ」の中で「使用条件」として空域の使用が認められていることを明らかにした。

注：使用条件が明らかにされないのは県民無視であり、公表すべきであるとの声が県民の間で高まり、県も国に対して公表を求める要請を行った。同問題については、国会でも審議された。

- ⑤ 昭和53年5月 防衛施設庁は、沖縄県内の22施設並びに本土所在の6施設について、施設の提供にかかる合同委員会の合意中、国民の生活に関連がある使用条件等の概要について公表。（注：「5. 15メモ」そのものの公表ではない）

（2）使用条件一部公表後の動き

- ① 昭和57年6月 国に対し公表を要請。
② 昭和60年5月30日 第1回目の知事訪米において、「5. 15メモ」の公表を米国政府に要請。
～6月20日
③ 昭和60年7月 「5. 15メモ」の公表を日本政府に対し要請。

（3）全文公表までの経過

- ① 平成7年11月4日 日米両政府に対し、日米地位協定の見直し要請の1つの項目として、「5. 15メモ」を含む日米合同委員会合意事項を速やかに公表するよう要請。
② 平成8年12月2日 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告において「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」ことが日米間で合意された。
③ 平成9年2月17日 平成9年2月10日に明らかになった鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾使用事件に関連し、橋本総理大臣と大田知事との会談及び「沖縄米軍基地問題協議会」の幹事会の場で、県は、昭和47年5月15日の日米合同委員会で合意された在沖米軍基地に関する合意、いわゆる「5. 15メモ」を公表するよう、国に要望した。
④ 平成9年3月25日 橋本総理大臣と大田知事との会談の場において、昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち、以下のものが公表された。
・1972年5月15日の合同委員会合議事録
・1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書
・施設分科委員会覚書
・添付の施設・区域の図面等
・引用の「陸上訓練場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意の文書等
このうち「施設分科委員会覚書」がいわゆる「5. 15メモ」である。また昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち公表されていないものについても、数か月以内の公表に向けて米側と調整中であるとの説明があった。
⑤ 平成9年7月25日 その公表されていなかった残りの文書10件が、外務省から公表された。公表された文書は次のとおり。
・1972年5月15日の電気通信・電波に関する合意第2章附属A、B、C及びDへの追加文書に関する周波数分科委員会覚書
・沖縄に所在する在日米軍通信施設・区域における電波障害に関する合同委員会覚書
・沖縄の米軍軍事通信システムの無線回線の無線伝搬妨害に関する合同委員会覚書
・税關審査に関する合意の修正に関する出入国分科委員会覚書
・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する日本側提出覚書

- ・日本における軍事銀行業務施設のリストの修正に関する米側提出覚書
- ・第三国の国籍を有する合衆国軍隊雇用者のリストの改正に関する米側提出覚書
- ・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する米側提出覚書
- ・「在日合衆国軍隊の第15条諸機関によって使用される現地国籍を有する職員の日本国政府による雇用に関する補足的労務合意及び財政取極」の改定第107号
- ・1972年5月15日の沖縄航空管制合意に関する民間航空分科委員会覚書

第4節 基地の現状

1 米軍基地の概要

(1) 概況

沖縄には、平成29年3月末現在、県下41市町村のうち21市町村にわたって32施設、18,822.2ヘクタールの米軍基地が所在しており、県土面積228,114ヘクタール（平成28年10月1日現在、国土地理院の資料による）の8.3パーセントを占めている。

米軍基地の復帰後の推移をみると、復帰時の87施設、28,660.8ヘクタールに比べ、施設数では63パーセント減少したものの、面積は34パーセントの減少にとどまっている。

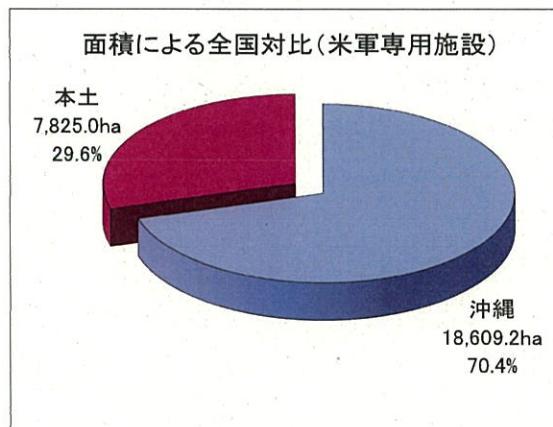
また、全国と比べてみると、在沖米軍基地は全国に所在する米軍基地面積の19.2パーセントに相当し、北海道の35.1パーセントに次いで大きな面積を占めている。ただし、米軍が常時使用できる専用施設に限ってみると、実に全国の70.4パーセントが本県に集中しており、他の都道府県に比べて過重な基地の負担を負わされていることが分かる。

ちなみに、他の都道府県の面積に占める米軍基地の割合をみると、本県の8.3パーセントに対し、静岡県（1.1パーセント）及び山梨県（1.0パーセント）が1パーセント台であるほかは、1パーセントにも満たない状況であり、また、国土面積に占める米軍基地の割合は0.26パーセントとなっている。さらに、本県においては米軍基地面積の98.9パーセントが専用施設であるのに対し、他の都道府県における米軍専用施設は米軍基地面積の9.9パーセントに過ぎず、大半は自衛隊基地等を米軍が一時的に使用する形態となっている。

米軍基地の施設数及び面積の全国対比（平成29年3月末現在）

区分	全国		沖縄		本土	
	施設数	面積(ha)	施設数	面積(ha)	施設数	面積(ha)
米軍専用施設	78	100.0%	31	39.7%	47	60.3%
	26,434.3	100.0%	18,609.2	70.4%	7,825.0	29.6%
一時使用施設	66 (50)	100.0%	6 (1)	9.1%	60 (49)	90.9%
	71,667.8	100.0%	213.0	0.3%	71,454.9	99.7%
合計	128	100.0%	32	25.0%	96	75.0%
	98,102.1	100.0%	18,822.2	19.2%	79,279.9	80.8%

注：一時使用施設の（ ）内の数字は、施設の全部が一時使用施設となっているものである。



(2) 地区別分布状況

本県における米軍基地の地区別分布状況をみると、北部地区に最も多く、全米軍基地面積の63.6パーセントが同地区に集中している。

同地区には、部隊の移動訓練やサバイバル訓練、ゲリラ訓練等様々な訓練が行われている「北部訓練場」をはじめ、実弾射撃訓練及び爆発物処理施設として使用されている「キャンプ・シュワブ」、「キャンプ・ハンセン」等、11,974.5ヘクタールの基地が所在し、北部地区面積の14.5パーセントを占めている。

次いで多いのが中部地区で、全米軍基地面積の34.8パーセント（6,556.2ヘクタール）、中部地区面積の23.1パーセントを占めている。

同地区の米軍基地は、面積は北部地区より小さいものの、太平洋地域で最大の米空軍基地である「嘉手納飛行場」や、在日米軍基地の中でも有数のヘリコプター基地である「普天間飛行場」をはじめ、在沖米海兵隊基地司令部がある「キャンプ瑞慶覧」、大規模な弾薬貯蔵施設である「嘉手納弾薬庫地区」、神奈川県横須賀、長崎県佐世保と並びわが国における米軍原子力潜水艦の寄港地となっている「ホワイト・ビーチ地区」等、米軍にとって極めて重要な基地が集中している。在日米軍沖縄調整事務所も、この地区（キャンプ瑞慶覧）に置かれている。

南部地区の米軍基地は200.0ヘクタールで、全米軍基地面積の1.1パーセント、南部地区面積の0.6パーセントとなっている。同地区的米軍基地は、復帰当初は1,308.3ヘクタールもあったが、その後、自衛隊基地への引継ぎや、那覇市を中心に同地区に所在する米軍基地の返還又は移設作業が進められた結果、離島地域にあるいくつかの射爆撃場などを残すのみとなっている。しかし、依然としてこの地区には「那覇港湾施設」が存在しており、振興開発の妨げとなっている。

八重山地区の米軍基地は、尖閣諸島にある2つの射爆撃場のみであるが、現在はほとんど使用されていない。

なお、宮古地区には、米軍基地は置かれていない。

米軍基地の地区別面積（平成29年3月末現在）

区分	地区面積(ha)	施設面積(ha)	構成比(%)	割合(%)
(全県)	228,114	18,822.2	100.0	8.3
北部	82,549	11,974.5	63.6	14.5
中部	28,341	6,556.2	34.8	23.1
南部	35,339	200.0	1.1	0.6
(沖縄本島)	(120,698)	(17,758.5)	(94.3)	(14.7)
宮古	22,619	—	—	—
八重山	59,269	91.5	0.5	0.2

注：「構成比」は全施設面積に占める各区分の施設面積の割合、「割合」は地区面積別の施設面積の占拠率を示している。

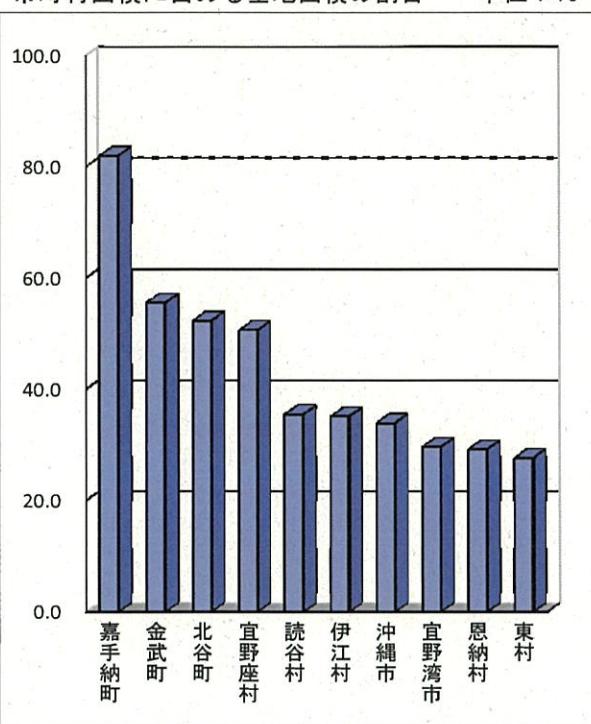
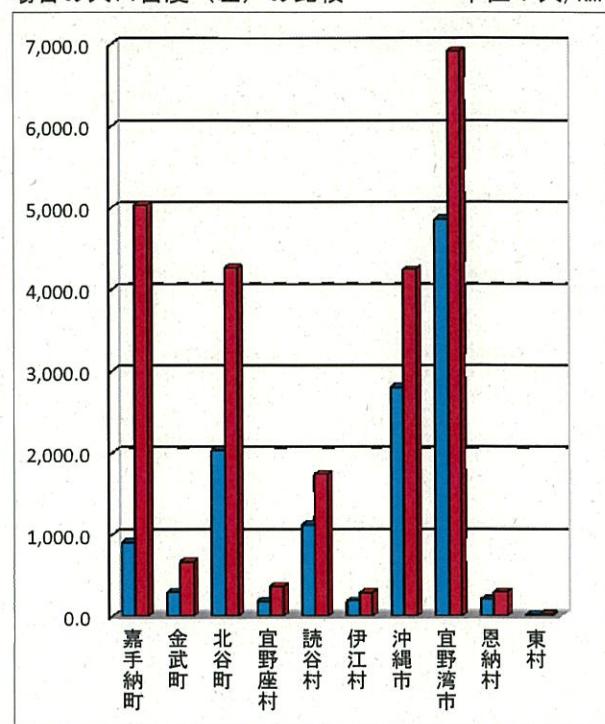
次に、これらの基地の市町村面積に占める割合をみると、嘉手納町の82.0パーセントを筆頭に、金武町の55.6パーセント、北谷町の52.3パーセント、宜野座村の50.7パーセントと、これらの4町村では実に面積の半分以上が米軍基地となっているほか、上位7位までの市町村において、米軍基地は面積の30パーセント以上を占めている。

市町村に占める基地の集中度は、人口密度からもみることができる。特に、陸地面積から基地面積を差し引いた面積にかかる人口密度をみると、普天間飛行場を抱える宜野湾市の人口密度は6,909人/km²であり、那覇市の8,185.2人/km²に次いで高い人口密度を有しており、以下、嘉手納町(5,031.3人/km²)、北谷町(4,263.3人/km²)、沖縄市(4,243.7人/km²)の順になっている。

市町村面積に占める米軍基地の割合（上位10市町村）と人口密度関連表

順位	市町村名	陸地面積 (ha) H28.10.1 (国土地理院)	基地面積 (ha) H29.3.31	基地の割合 (%)	人口 (人) H27.10.1 (国勢調査)	人口密度 (人/km ²)	基地面積を 除いた部分 の人口密度 (人/km ²)
1	嘉手納町	1,512	1,240	82.0	13,685	905.1	5,031.3
2	金武町	3,793	2,108	55.6	11,232	296.1	666.6
3	北谷町	1,393	729	52.3	28,308	2,032.2	4,263.3
4	宜野座村	3,130	1,586	50.7	5,597	178.8	362.5
5	読谷村	3,528	1,255	35.6	39,504	1,119.7	1,738.0
6	伊江村	2,278	802	35.2	4,260	187.0	288.6
7	沖縄市	4,972	1,690	34.0	139,279	2,801.3	4,243.7
8	宜野湾市	1,980	587	29.6	96,243	4,860.8	6,909.0
9	恩納村	5,083	1,485	29.2	10,652	209.6	296.1
10	東村	8,188	2,267	27.7	1,720	21.0	29.0
基地所在市町村		128,629	18,822	14.6	1,055,689	820.7	961.4
全県		228,114	18,822	8.3	1,433,566	628.4	685.0
(参考) 那覇市		3,959	56.4	1.4	319,435	8,068.6	8,185.2

市町村面積に占める基地面積の割合 単位：%

基地面積を除いた場合の人口密度（右）と除かない場合の人口密度（左）の比較 単位：人/km²

(3) 所有形態別状況

本県の米軍基地面積の所有形態別状況は、民有地が39.5パーセント、市町村有地が35.8パーセント、県有地が1.3パーセントと全体の約4分の3が民・公有地となっており、国有地は約4分の1(23.4パーセント)である。

特に、中部地区においては、民有地が76.6パーセント、市町村有地が16.4パーセントとなっているなど、米軍基地面積の93.3パーセントを民・公有地が占めている。

これは、本土の米軍基地面積の87パーセントが国有地で、民・公有地は13パーセントに過ぎないのに比べ、大きな特徴であり、本土の米軍基地の大半が戦前の旧日本軍の基地をそのまま使用してきたのに対し、本県の米軍基地は、旧日本軍が使用した区域にとどまらず、かつての「土地闘争」にみられるように、米軍による民・公有地の新規接収が各地で行われた背景の違いを表している。

このように、本県の米軍基地は、ただ単に面積が広大であるばかりでなく、その所有形態においても他の都道府県の米軍基地とは経緯を異にしており、基地の整理縮小や返還跡地の利用促進を図る上でも解決しなければならない課題が山積し、沖縄の基地問題の難しさを物語っている。

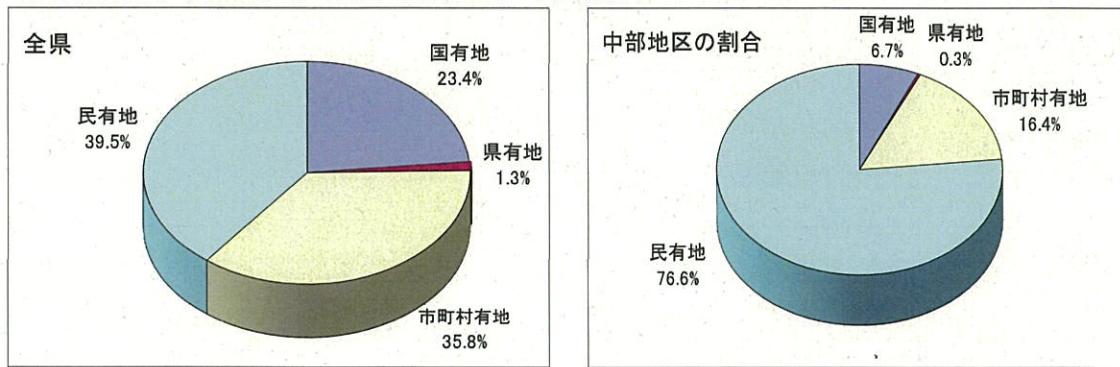
所有形態別米軍基地面積（平成29年3月末現在）

単位：ha (%)

	国有地	県有地	市町村有地	民有地	合計
北部地区	3,930.2	218.7	5,641.9	2,183.9	11,974.5
中部地区	438.8	20.7	1,074.8	5,022.3	6,556.2
南部地区	21.4	4.6	30.4	143.6	200.0
宮古地区	—	—	—	—	—
八重山地区	4.1	—	—	87.4	91.5
合計 (割合)	4,394.4 (23.4)	244.0 (1.3)	6,746.7 (35.8)	7,437.1 (39.5)	18,822.2 (100.0)

注：合計の欄と内訳は、四捨五入の関係で符合しないことがある。

所有形態別米軍基地面積の割合（平成29年3月末現在）



(4) 用途別使用状況

本県の米軍基地の用途別状況をみると、「演習場」が施設数、面積とも最も多く、14施設、11,802.5ヘクタール（全基地面積の62.7パーセント）となっている。

この「演習場」施設には、県内最大の面積を有する「キャンプ・ハンセン」をはじめ、「北部訓練場」、「キャンプ・シュワブ」、「金武レッド・ビーチ訓練場」、「金武ブルー・ビーチ訓練場」などのほか、南部地区や八重山地区（尖閣諸島）の離島に所在する射爆撃場等がある。

なお、「演習場」施設の面積の97.8パーセント（6施設）が、北部地区に集中している。

施設面積で次に大きいものが「倉庫」で、4施設、3,180.3ヘクタール（全基地面積の16.9パーセント）を占めている。

「倉庫」施設には、各軍が必要とする弾薬の総合貯蔵・補給施設として重要な役割を果たしている「嘉手納弾薬庫地区」や「辺野古弾薬庫」の二つの弾薬庫のほか、在日米軍の中でも主要な兵站基地となっている「牧港補給地区」等があるが、「嘉手納弾薬庫地区」だけで「倉庫」施設の面積の83.6パーセントを占めている。

3番目は「飛行場」施設で、「嘉手納飛行場」と「普天間飛行場」の2施設、2,465.6ヘクタールである。この両施設はいずれも中部地区に所在し、しかもそれぞれ空軍及び海兵隊の中枢基地となっている。

このほか、本県の米軍基地には「キャンプ瑞慶覧」や「キャンプ・コートニー」等の「兵舎」施設が5施設、854.3ヘクタール、「八重岳通信所」や陸軍特殊部隊（グリーンベレー）が配備されている「トライ通信施設」等の「通信施設」が3施設所在し、その面積は248.4ヘクタールとなっている。

また、米第7艦隊の兵站支援港で原子力潜水艦の寄港地としても重要な役割を果たしている「ホワイト・ビーチ地区」や、湾岸戦争の際の軍事物資の積み出し港として使用された「那覇港湾施設」等の「港湾」施設が3施設、215.8ヘクタール、「その他」の施設として、主に米軍人・軍属及びその家族の福利厚生施設として使用されている「奥間レスト・センター」、54.6ヘクタールに加え、航空郵便取扱所用地（嘉手納飛行場に属し、那覇市に所在）、0.5ヘクタールとなっている。

用途別米軍面積（平成29年3月末現在）

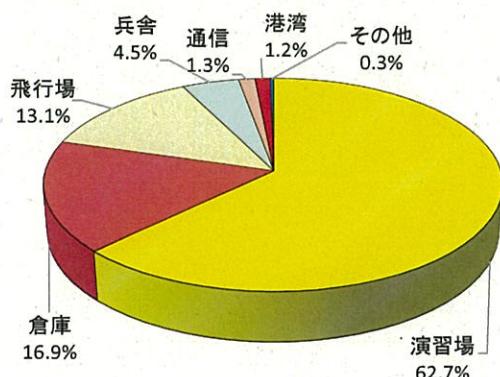
単位：ha (%)

	演習場	倉庫	飛行場	兵舎	通信	港湾	その他	合計
北部地区	6 11,540.5	1 375.7			1 3.7		1 54.6	9 11,974.5
中部地区	2 27.0	3 2,804.6	2 2,465.6	5 854.3	2 244.7	2 159.9		16 6,556.2
南部地区	4 143.5					1 55.9	0.5 0.5	5 200.0
宮古地区								— —
八重山地区	2 91.5							2 91.5
合計 (割合)	14 (62.7)	4 (16.9)	2 (13.1)	5 (4.5)	3 (1.3)	3 (1.2)	1 (0.3)	32 (100.0)

注1：合計の欄と内訳は、四捨五入の関係で符号しないことがある。

注2：北部地区倉庫の面積については、辺野古弾薬庫以外に嘉手納弾薬庫の恩納村面積部分を入れてある。

用途別米軍面積の割合（平成29年3月末現在）



(5) 軍人・軍属及び家族数

軍人・軍属及び家族数については、平成21年までは毎年公表されていたが、平成22年は非公表とされ、平成23年6月末に公表されたのを最後に、現在まで公表されていない。

沖縄に配属された米軍人の数は、昭和47年の約39,350名を最高に、平成元年までにはほぼ30,000名から34,000名台で推移していたが、平成2年以降は30,000名台を割り、平成11年以降は、21,000名から26,000名台となっている。

軍人数の変動については、米軍の再編・統合や、国際情勢・米国の財政状況など様々な要素が挙げられるが、復帰後の数箇年を除き、大幅な削減は行われていない。

なお、米軍に雇用される軍属については、昭和47年の約2,900名から暫時減少し、昭和53年以降平成4年まで1,000名未満で推移していたが、平成5年以降は1,000名から1,900名台となっている。

また、これら軍人・軍属の家族数の推移をみると、人数が把握されている昭和49年及び50年の約24,000名から減少し、昭和51年以降58年までの8年間は14,000名から18,000名台で推移していたが、昭和59年から再び20,000名台となり、以降17,000名から24,000名台で推移している。

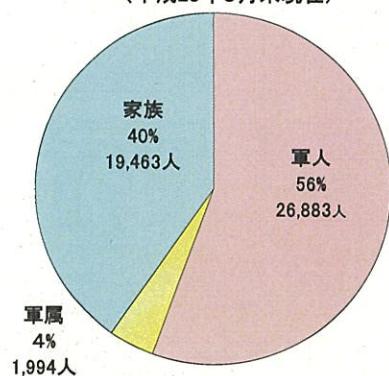
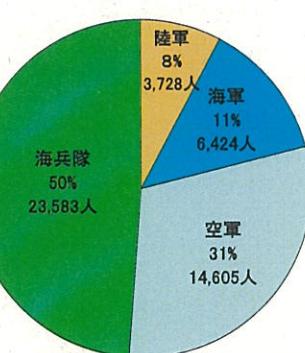
一方で、軍別の状況については、大きな変化が見られる。

特に陸軍は大きく変動しており、復帰時から比較すると、軍人数が約6分の1以下にまで減少しているが、これは復帰に伴い、それまで在沖米軍の主力であった陸軍の代わりに海兵隊が強化され、「キャンプ瑞慶覧」、「辺野古弾薬庫」、「牧港補給地区」が陸軍から海兵隊へ移管されるなど施設管理権の再編が行われたことが影響していると考えられる。

在沖米軍人・軍属・家族数（平成23年6月末現在）

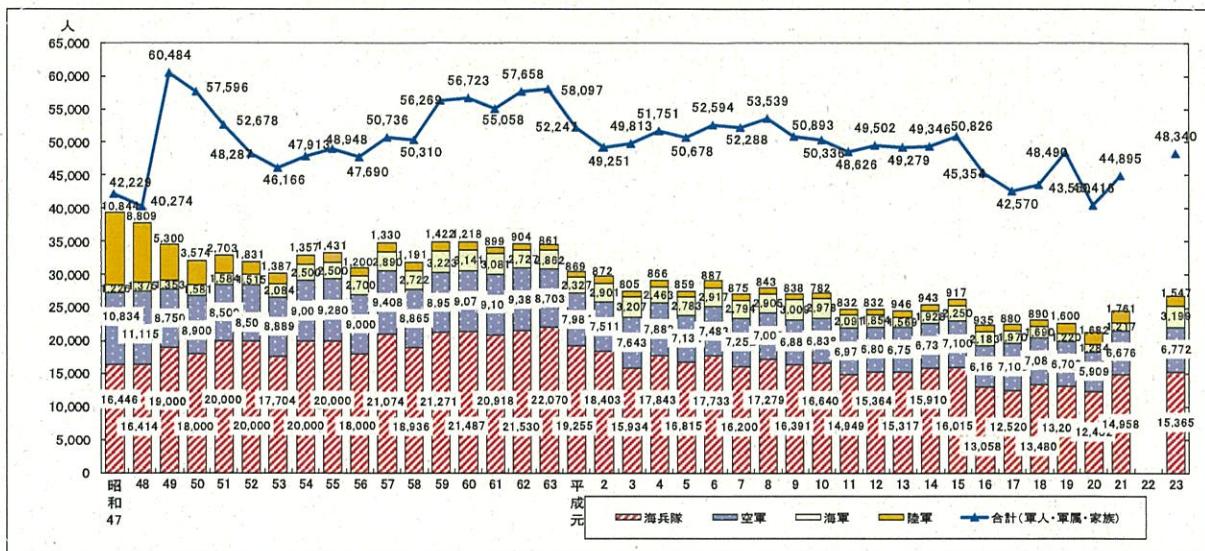
単位：人

区分	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	合計
軍人	1,547	3,199	6,772	15,365	26,883
軍属	326	1,139	437	92	1,994
家族	1,855	2,086	7,396	8,126	19,463
計	3,728	6,424	14,605	23,583	48,340

在沖米軍人・軍属・家族数の割合
(平成23年6月末現在)在沖米軍人・軍属・家族数の軍別割合
(平成23年6月末現在)

在沖米軍人数(軍別)及び在沖米軍軍人・軍属・家族数合計の推移

単位：人



平成22年及び24年以降は非公表

2 米軍の軍別状況

本県に所在する米軍基地を軍別の管理形態によって区別すると、管理面積の多い順に、海兵隊、空軍、海軍及び陸軍となるが、これらの単独管理施設のほかに、2つ以上の軍が共用している施設もある。

以下、各軍別の状況である。

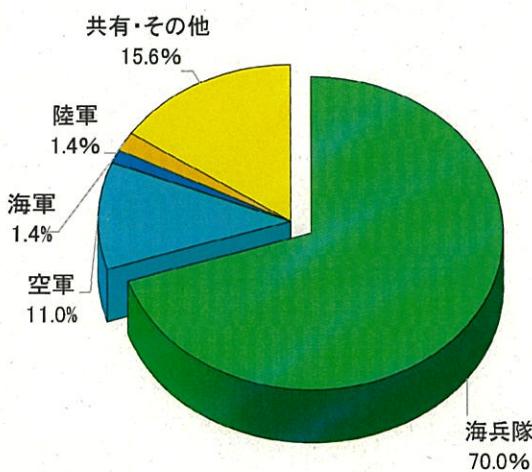
軍別の構成比（平成29年3月末現在）

区分	施設数	構成比(%)	面積(千m ²)	構成比(%)	軍人數(人)	構成比(%)
海兵隊	13	40.6	131,632	70.0	15,365	57.1
空軍	6	18.8	20,726	11.0	6,772	25.2
海軍	5	15.6	2,645	1.4	3,199	11.9
陸軍	3	9.4	3,731	2.0	1,547	5.8
共用	4	12.5	29,232	15.5	—	—
その他	1	3.1	254	0.1	—	—
合計	32	100.0	188,222	100.0	26,883	100.0

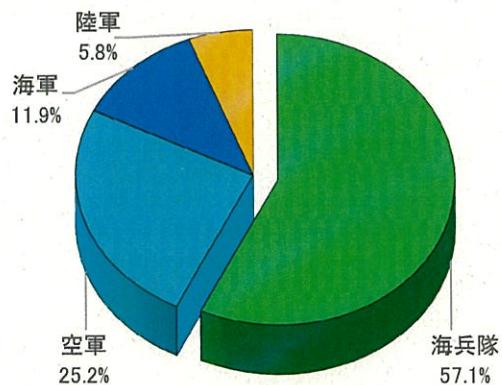
注1：軍人數については、平成23年6月末現在。また、軍属及び家族数は含まれない。

注2：軍人數については、共用、その他の施設の区分はしていない。

軍別の施設面積構成比



軍別の軍人構成比



(1) 海兵隊

在沖米海兵隊の基地は施設数、施設面積とも最も大きく、平成29年3月末現在、13施設、13,163.2ヘクタールで全施設面積の70.0パーセントを占めており、軍人数も在沖米軍の総軍人数の57.1パーセントが海兵隊員となっている。

現在、沖縄には、「第3海兵遠征軍司令部」がキャンプ・コートニーに置かれ、その下部機関として、地上部隊を形成する「第3海兵師団」が同じくキャンプ・コートニーに、また、これらの実戦部隊の後方支援部隊である「第3海兵兵站群」が牧港補給地区に、さらに「第31海兵遠征部隊」がキャンプ・ハンセンに、「第1海兵航空団司令部」がキャンプ瑞慶覧に駐留している。

なお、これらの部隊機関に所属する主な部隊として、「第3海兵師団」の下には、6か月交代で駐留する歩兵大隊からなる「第4海兵連隊(歩兵)」がキャンプ・シュワブに置かれ、「第12海兵連隊(砲兵)」はキャンプ・ハンセンに置かれている。

また、「第1海兵航空団」の下に、実戦部隊である「第36海兵航空群」及び後方支援部隊である「第18海兵航空管制群」が普天間飛行場に配置されている。

以前キャンプ・コートニーに所在していた在日海兵隊基地司令部は、軍事施設指揮系統の再編(平成23年10月)に伴い、軍事施設の管理及び運営を主な目的とする海兵隊太平洋基地司令部へと移行し、キャンプ瑞慶覧に司令部が置かれている。その指揮下にある県内の基地としては、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、牧港補給地区、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ・シュワブ、北部訓練場及び普天間飛行場がある。

本県の海兵隊基地は、復帰に伴い、それまでの在沖米軍の主力であった陸軍に代わり強化され、昭和50年7月に、在沖米軍を代表する「在日米軍四軍調整官(在日米軍沖縄地域調整官)」が陸軍司令官から海兵隊司令官に代わった。

また、昭和50年6月に、「キャンプ瑞慶覧」の施設管理権が陸軍から海兵隊に移管されたほか、昭和51年4月には第1海兵航空団司令部中隊が山口県岩国基地から「キャンプ瑞慶覧」へ移駐し、さらに、昭和54年には同岩国基地に駐留していた第17海兵航空団支援群が「キャンプ瑞慶覧」に移駐した。

その他、昭和52年6月に「辺野古弾薬庫」及び昭和53年9月に「牧港補給地区」が陸軍から、平成元年8月に「伊江島補助飛行場」が空軍から海兵隊にそれぞれ移管された。

(2) 空軍

在沖米空軍の基地は、6施設、2,072.6ヘクタールで、全施設面積の11.0パーセントを占めている。これに対し、軍人数は総軍人数の25.2パーセントと、約4分の1を占めており、海兵隊と並び在沖米軍の主力となっている。

空軍は、横田飛行場に司令部を置く「第5空軍」の指揮監理の下に、「第18航空団」が嘉手納飛行場に配置され、その管轄下に「第18運用群」、「第18整備群」、「第18任務支援群」、「第18医療群」、「第18施設群」が置かれている。

また、関連部隊として、「第353特殊作戦群」、「第390情報中隊」、「第82偵察中隊」、「第733空輸機動中隊」が配置されている。

空軍の施設には、「嘉手納飛行場」の他に、通信施設である「八重岳通信所」や、「鳥島射爆撃場」、「出砂島射爆撃場」、「久米島射爆撃場」の演習場、保養施設である「奥間レスト・センター」がある。

(3) 海軍

在沖米海軍の基地は、5施設、264.5ヘクタール(全施設面積の1.4パーセント)で、軍人数は総軍人数の11.9パーセントとなっている。現在、「在沖米海軍艦隊活動司令部」が嘉手納飛行場に配置されている。

海軍の施設としては、通信施設である「泡瀬通信施設」、演習場である「黄尾嶼射爆撃場」、「赤尾嶼射爆撃場」、「沖大東島射爆撃場」のほか、港湾施設の「天願桟橋」がある。

(4) 陸軍

在沖米陸軍の基地は、3施設、373.1ヘクタール(全施設面積の2.0パーセント)で、軍人数は総軍人数の5.8パーセントとなっている。現在、陸軍は、トライ通信施設に「第10地域支援群」、「在沖米陸軍基地管理本部」、「第1特殊部隊群(空挺)第1大隊」が配置されており、その他に、「第78通信大隊」の一部がキャンプ瑞慶覧及びトライ通信施設に、「第835輸送大隊」が那霸港湾施設に置かれている。

陸軍は、沖縄の占領当初から復帰時まで一貫して軍政を担当し、復帰時には46施設を有し、全施設

数の52.9パーセントを占めるなど在沖米軍の中核となっていたが、基地の再編により、現在では施設数は最も少なく、面積についても3番目の大きさで、小規模なものになっている。

なお、「キャンプ瑞慶覧」は昭和50年6月に、「牧港補給地区」は昭和53年9月に海兵隊へそれぞれ移管された。

陸軍の施設には「トライ通信施設」のほかに、「那覇港湾施設」、「陸軍貯油施設」がある。

(5) 共用施設

2つ以上の軍が共同で管理している共用施設は、4施設、2,923.2ヘクタールであり、「嘉手納弾薬庫地区」、「キャンプ・マクトリアス」が海兵隊と空軍の、「キャンプ・シールズ」が空軍と海軍の、「ホワイト・ビーチ地区」が海軍と陸軍の共用施設となっている。

米軍基地の軍別状況（平成29年3月末現在）

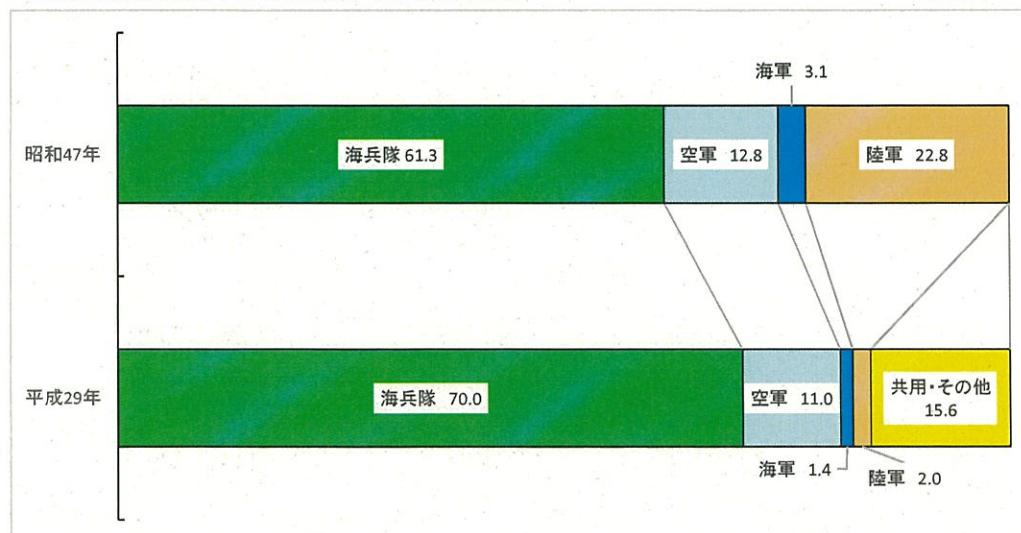
単位：ha (%)

区分	昭和47年5月15日		平成29年3月31日		施設名
	施設数	面積	施設数	面積	
海兵隊	16 (18.4)	17,568.2 (61.3)	13 (40.6)	13,163.2 (70.0)	北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンゼン、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、キャンプ・コートニー、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、津堅島訓練場
空軍	14 (16.1)	3,661.2 (12.8)	6 (18.8)	2,072.6 (11.0)	奥間レスト・センター、八重岳通信所、嘉手納飛行場、鳥島射爆撃場、出砂島射爆撃場、久米島射爆撃場
海軍	11 (12.6)	901.4 (3.1)	5 (15.6)	264.5 (1.4)	天願桟橋、泡瀬通信施設、黄尾嶼射爆撃場、赤尾嶼射爆撃場、沖大東島射爆撃場
陸軍	46 (52.9)	6,530.0 (22.8)	3 (9.4)	373.1 (2.0)	トライ通信施設、那覇港湾施設、陸軍貯油施設
共用			4 (12.5)	2,923.2 (15.5)	嘉手納弾薬庫地区（海兵隊・空軍）、キャンプ・マクトリアス（海兵隊・空軍）、キャンプ・シールズ（空軍・海軍）、ホワイト・ビーチ地区（海軍・陸軍）
その他			1 (3.1)	25.4 (0.1)	浮原島訓練場（自衛隊施設の一時使用）
合計 (割合)	87 (100.0)	28,660.8 (100.0)	32 (100.0)	18,822.2 (100.0)	

注：「昭和47年」の数値については、「沖縄の米軍基地関係資料（昭和47年11月）沖縄県総務部」による。

軍別状況の復帰時との比較表（面積の割合）

単位：%



3 自衛隊基地の概要

(1) 概況

自衛隊の沖縄配備は、昭和46年6月、日米安全保障協議委員会において承認された「沖縄の直接防衛責任の日本国による引受けに関する取極（久保-カーチス取極）」により行われた。

その後、「日米防衛協力のための指針」（日米安全保障条約などの目的を達成するため、日米の協力のあり方について規定したもの。昭和53年11月に策定され、平成9年9月及び平成27年4月に新たな指針が発表された。）及び「中期防衛力整備計画」（昭和61年度以降、策定されている。現計画は、防衛大綱に定める新たな防衛力を実現するため、5年間の防衛力整備の方針や主要な事業などを定めた計画として、平成25年12月に安全保障会議と閣議で決定された。）等に基づき、防衛力の整備が行われている。

平成29年3月末現在の本県の自衛隊施設数は、44施設（建物のみの施設等を含む。）、約7.0平方キロメートルであり、県土に占める割合は0.3パーセントとなっている。また、全国の自衛隊基地面積に占める割合は0.6パーセントである。県土に占める割合は、復帰当時の3施設、約1.7平方キロメートル（0.07パーセント）に比べると大幅な増加となっている。

また、宮古島においては、平成29年10月に旧千代田カントリークラブ地区の用地を取得し、同年1月から工事に着手している。

(2) 地区別分布状況

本県の自衛隊基地を地区別にみると表3のとおりで、その面積の約64.8パーセントは南部地区に所在しており、次いで中部地区、北部地区、八重山地区、宮古地区となっている。

南部地区に集中しているのは、「陸上自衛隊第15旅団」及び「航空自衛隊南西航空方面隊」の本部が駐屯し、また、それに所属する各部隊が配置されているためである。特に、那覇市における施設の面積は、全施設面積の49.5パーセントを占めている。このほか南城市、糸満市、八重瀬町、久米島町に高射教育訓練場等がある。

中部地区には、うるま市に海上自衛隊の営舎（海上自衛隊沖縄基地隊）及び通信所（海上自衛隊沖縄基地具志川送信所）や、米軍が一時使用を行っている浮原島訓練場がある。また、陸上自衛隊の訓練場（陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場、陸上自衛隊沖縄訓練場）が沖縄市及びうるま市にある。

北部地区は、昭和63年以前には、地対空誘導弾（ナイキ）発射施設であった航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場の1施設のみであったが、海上自衛隊の航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）の受信所が国頭村に設置され、施設は2施設、約616,000平方メートルとなっている。

宮古地区には、宮古島市に航空自衛隊の通信施設（航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地）と隊員及びその家族用の宿舎がある。

八重山地区には、与那国町に平成28年3月開設の陸上自衛隊与那国駐屯地と、隊員及びその家族用の宿舎がある。

(3) 用途別使用状況

自衛隊基地の用途別使用状況は表4のとおりであり、浮原島訓練場等の「訓練場」施設が10施設（全体の33.3パーセント）、約3.0平方キロメートル（42.5パーセント）となっている。

次に、各隊の本部や後方支援施設等の総合施設である「営舎」施設が4施設（13.3パーセント）、約788,000平方メートル（11.4パーセント）となっている。

「通信施設」は、昭和63年以前は施設数が4施設、約697,000平方メートルであったが、海上自衛隊の対潜水艦作戦センター（ASWOC）の受信所が追加配置されたことにより、5施設（16.7パーセント）、約1.0平方キロメートル（14.3パーセント）となっている。

隊員及びその家族用としての「宿舎」施設が9施設（30.0パーセント）、約76,000平方メートル（1.1パーセント）となっている。

また、「飛行場」施設は「航空自衛隊那覇基地」の1施設（3.3パーセント）、約2.1平方キロメートル（30.5パーセント）であり、「その他」施設が1施設（3.3パーセント）となっている。

表1 自衛隊基地面積の推移

単位：千m²

	昭和47年5月15日		昭和52年3月31日		昭和57年3月31日		昭和62年3月31日		平成4年3月31日		平成9年3月31日	
	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数
陸上自衛隊	291	1	907	9	1,233	10	2,290	11	2,428	13	2,282	13
航空自衛隊	1,301	1	2,251	10	2,305	10	3,218	10	3,269	10	3,340	10
海上自衛隊	69	1	206	2	242	2	259	2	870	4	867	4
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,661 (100)	3 (100)	3,365 (203)	21 (700)	3,780 (228)	22 (733)	5,767 (347)	23 (767)	6,565 (395)	27 (900)	6,488 (391)	27 (900)

	平成14年3月31日		平成19年3月31日		平成24年3月31日		平成29年3月31日	
	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数
陸上自衛隊	2,251	13	2,811	14	2,803	13	3,089	16
航空自衛隊	3,254	10	3,297	10	3,288	10	3,263	10
海上自衛隊	868	4	865	4	572	3	572	3
その他	—	—	—	—	—	—	6	1
計	6,371 (384)	27 (900)	6,971 (420)	28 (933)	6,661 (401)	26 (867)	6,931 (417)	30 (1,000)

注1：（）内の数は、昭和47年5月15日の基地面積及び施設数をそれぞれ100とした場合の比較数である。建物のみの施設は除く。

注2：係数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

表2 基地面積の比較（平成29年3月末現在）

単位：千m² (%)

	全国		沖縄		本土	
	面積	構成比 (%)	面積	構成比 (%)	面積	構成比 (%)
米軍基地	981,021	(100.0)	188,222	(19.2)	792,799	(80.8)
自衛隊基地	1,089,612	(100.0)	6,931	(0.6)	1,082,680	(99.4)
計	1,356,355	(100.0)	194,896	(14.4)	1,161,458	(85.6)

注：米軍基地の面積には、米軍が自衛隊基地を一時使用（共同使用）した面積が含まれているため、合計から当該面積を除いている。

表3 自衛隊基地面積の地区別面積（平成29年3月末現在）

	件数	面積（千m ² ）	
		構成比 (%)	構成比 (%)
全県	30	100.0	6,931
北部地区	2	6.7	616
中部地区	6	20.0	1,392
南部地区	14	46.7	4,492
宮古地区	3	10.0	137
八重山地区	5	16.7	293
（本島）	(19)	(63.3)	(6,023)
			(86.9)

注1：建物のみの施設は除く。

注2：那覇駐屯地白川高射教育訓練場の件数は中部地区に計上している。

注3：係数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

表4 用途別自衛隊施設・面積（平成29年3月末現在）

	施設数 (%)	面積 (千m ²)	施設名
訓練場	10 (33.3%)	2,949 (42.5%)	陸上自衛隊那覇駐屯地南与座高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場 陸上自衛隊那覇訓練場 陸上自衛隊沖縄訓練場 航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場
営舎	4 (13.3%)	788 (11.4%)	陸上自衛隊那覇駐屯地 陸上自衛隊那覇駐屯地八重瀬分屯地 海上自衛隊沖縄基地隊 陸上自衛隊与那国駐屯地
通信施設	5 (16.7%)	994 (14.3%)	海上自衛隊沖縄基地具志川送信所 海上自衛隊国頭受信所 航空自衛隊那覇基地与座岳分屯基地 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地
宿舎	9 (30.0%)	76 (1.1%)	陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎 陸上自衛隊与那国駐屯地祖納宿舎 陸上自衛隊与那国駐屯地比川宿舎 陸上自衛隊与那国駐屯地久部良宿舎
飛行場	1 (3.3%)	2,117 (30.5%)	航空自衛隊那覇基地
その他	1 (3.3%)	6 (0.1%)	与那国海洋観測施設
合計	30 (100.0%)	6,931 (100.0%)	

注1：建物のみの施設は除く。

注2：「自衛隊那覇病院」の施設面積は空自・那覇基地に含む。

注3：「0」は、表示単位に満たないものである。また、合計の欄は、四捨五入の関係で符合しないことがある。

注4：「陸上自衛隊与那国駐屯地比川宿舎」「陸上自衛隊与那国駐屯地久部良宿舎」は建設中である。